

生活福祉委員長報告

生活福祉副委員長 梶 達矢

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第45号「専決処分の承認について（鳴門市男女共同参画推進条例の一部改正について）」ほか議案1件であります。

当委員会は、6月19日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、議案第45号「専決処分の承認について（鳴門市男女共同参画推進条例の一部改正について）」は、令和6年度組織・機構の見直しに伴い、「女性子ども支援センター」が「女性支援センター」に改名し、家庭児童相談事業等が「こども家庭センター」に移管されたことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、鳴門市におけるDVの相談件数について質疑があり、理事者からは、令和5年度の女性相談が延べ320件あり、このうち174件がDVに関する相談であったとの説明がありました。

委員からは、徳島市の女性支援団体はLINEを用いて相談を受けており、鳴門市でもLINEを用いた相談も行ってもらいたいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

次に、議案第52号「鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業などの家庭的保育事業等に係る職員配置基準を改めるものであります。

委員からは、変更となる職員配置基準の根拠について質疑があり、理事者からは、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に合わせているとの説明がありました。

また、委員からは、国の基準に合わせるのではなく、現場の実態を踏まえ保育士の増員をしてはどうかとの質疑があり、理事者からは、配置基準に応じて定められる公定価格により各事業者を支払われる委託料などが決定されるため、市単独で職員の人件費分を負担するとなると大きな話となることから、現場の実態を見ながら国・県などと協調して事業を検討するとの説明がありました。

また、委員からは、鳴門市の保育士不足の状況について質疑があり、理事者からは、当議案で改正する市の配置基準の対象は家庭的保育事業等であるが、県の基準で保育所や認定こども園について同様の配置基準の変更があり、経過措置が設けられている。鳴門市では現在、安全に保育できる職員数は確保できているが、潤沢に確保できているわけではなく、確保に苦慮する状況にはあるとの説明がありました。

委員からは、保育中の事故は保育士不足も影響しており、保育士を確保するためにも、心のケアなどを含め保育士の処遇を手厚く配慮すればもっとより良い保育ができ

るとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。